

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による令和2年度調理師試験を次のとおり延期する。

令和2年5月19日

静岡県知事 川勝平太

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定に基づき、令和2年3月17日付け静岡県公報第89号で公告した令和2年度調理師試験の実施期日を延期する。

延期後の実施期日等については、追って静岡県公報で公告する。